

# 広島女児殺害判決を高裁が破棄、あいらさん父「つらい」

2008年12月9日

広島市安芸区で05年11月、下校中の小学1年生木下あいらさん(当時7)が殺害された事件で、殺人、強制わいせつ致死、死体遺棄などの罪に問われたペルー国籍のホセ・マヌエル・トーレス・ヤギ被告(36)の控訴審判決が9日、広島高裁であった。檜崎康英裁判長は「一審は審理を尽くしておらず違法」と述べ、無期懲役とした一審・広島地裁判決を破棄して審理を地裁に差し戻す判決を言い渡した。弁護側は殺人などについて責任能力を争って無罪を主張しており、差し戻し判決を不服として上告する方針。

一審は来年始まる裁判員裁判のモデルケースとして、争点や証拠を事前に絞り込む公判前整理手続きを採用。証拠調べを初公判から5日間、計25時間で終える「スピード審理」も実施した。高裁判決は一審の訴訟指揮や検察側の立証活動の不備を指摘しており、市民の負担軽減のための裁判の迅速化と、必要な審理を尽くすことの両立の難しさを強く印象づけた。

06年7月の一審判決は、検察側が犯行場所をヤギ被告の「アパート自室内」から「自宅アパート及びその周辺」と広げた訴因変更を認めた。高裁判決はこの点を問題とし、室内であれば「どのように連れ込んだか」で犯行形態が大きく異なる 通行人に容易に見られるような場所での犯行であれば、刑事責任能力に疑問が生じたり、逆に悪質性が強まったりする と指摘。「あいまいなまま判断するのは相当でない」と一審判決を批判した。

また、一審がアパート自室内と判断できなかったのは、かぎを握る証拠だった被告本人の供述調書を証拠採用しなかったためだと指摘。ヤギ被告の自室から押収された毛布には被害女児のものと思われる毛髪と血が付いており、被告の「事件当日、毛布を部屋から外へ出していない」と受け取れる供述が信用できれば、犯行場所は室内と認定できたはずだと述べた。

「死刑か無期懲役以下の刑か、どちらか言い渡されると思っていたが、差し戻しとは……。非常に残念です」。公判終了後、記者会見したあいらさんの父、木下建一さん(41)は予想外の判決に無念さをにじませた。

一審では、殺人などの罪に問われたペルー国籍のホセ・マヌエル・トーレス・ヤギ被告(36)の死刑を望み、無期懲役判決に強い衝撃を受けた。この日は、「無期懲役以下でも受け入れよう」と覚悟を決め、両手で元気いっぱいピースするあいらさんの遺影をひざの上に置き、妻と一緒に傍聴した。「結論が出なくて残念だったね」。そう心の中で語りかけ、法廷で遺影を抱き直した。

会見では、「苦しみがさらに長引くのかと、つらい思いになりました」と漏らした。判決文の朗読中に何度も取り乱したヤギ被告については「苦しんでいるのだろうが、それ以上にあいらと遺族は苦しんだ。最後まで判決を聞いてほしかった」と憤った。

来年5月の裁判員制度スタートを想定し、異例の早さで進んだ一審。「遺族の心の負担を考えれば、非常に良かったと思っていた。ただ、今回のように複雑な事件では、争うべき点が審理で漏れることもあるのだとつくづくわかりました」と語った。

裁判員制度については、「いい制度だと思うが、事件によっては限られた時間では審理できない。裁判所が(事件を)選別していないと、今回のような差し戻しがあり得る」と指摘した。(加戸靖史)

判決後、ヤギ被告の弁護団が記者会見した。井上明彦弁護士は「判決は一審の検察官と広島地裁の批判に終始し、裁判所の職権のことしか言っていない。ここまで極端な判決は例がないのでは」と述べ、弁護側の主張にほとんど言及しなかった点に不快

感をあらわにした。

さらに、「被告を有罪にするために、足りない証拠を付けると(検察側に)アドバイスしているようなもの」と判決を批判し、近く上告する意向を示した。判決終了後に接見したヤギ被告は動揺がひどく、判決について判断できる状態ではなかったという。

一方、山舗(やましき)弥一郎・広島高検次席検事は「予想外の判決。内容を検討のうえ、適切に対応したい」との談話を出した。

「原判決を破棄する。本件を広島地裁に差し戻す」。榎崎康英裁判長が読み上げる主文を、ヤギ被告は両手を胸の前に合わせて聞いた。裁判長に着席を促されると、ぼうぜんとした表情でうつむいた。顔は紅潮し、「ハァハァ」と速い呼吸で肩を揺らした。

判決理由の朗読を聞いていたヤギ被告が急に動揺し始めたのは、犯行場所に関する一審の事実誤認を指摘する部分にさしかかった2時間20分後。突然涙ぐみ始め、拳で自分の顔を殴ったり、「シー」と唇に指を当てたりした。

裁判長が注意したが、ヤギ被告は「そこに誰がいる」「あいりちゃん。あなた、あいりちゃんですか」と繰り返し、朗読は数回中断した。

元最高検検事の土本武司・白鷗大法科大学院長(刑事法)の話 量刑を不当として検察、弁護側が控訴した裁判のほずが、広島高裁はそれらに見向きもせず、手続きの違法性を指摘した。

重要な調書も採用してもらえず、犯行現場の立証すら不十分だとして高裁から批判を受けるとは一審の検察官は何をやっていたのかと思う。

かつて大変な時間がかかった刑事裁判の反省に立ち、裁判員制度などの司法制度改革が進められてきた。しかし、審理を早く片づけることを重視して中身が粗雑になってしまうのは問題で、公判前整理手続きで証拠を過度にそぎ落としてしまうことの危険性を指摘した判決と言える。迅速化のみを図るのではなく、スピードを緩めて、刑事裁判の目的である真相の解明を追及すべきだ。

解説 短期間でいかに充実した審理を行うのか 。9日の広島高裁判決では裁判員裁判に求められているこの課題の難しさが、死刑適用が争われている重大事件で表面化した。

来年5月から始まる裁判員制度の実施に向け、裁判所は公判前に争点を絞り込む公判前整理手続きと、短期間の集中審理の準備を進めてきた。審理に参加する市民を長期間拘束することは困難との考えからだ。

また、裁判員が大量の記録を読み込むことは難しいため、これまで調書中心と言われてきた公判のあり方を改め、口頭審理を重視する方針だ。しかし、今回の高裁判決は、捜査段階の供述調書のうち、重要な内容を含むものは時間がかかっても取り調べる必要があることを強調する内容となっている。

高裁判決が求めている点を改善するとすれば、公判前整理手続きの工夫を尽くすことにとどまらず、裁判員が参加する審理そのものに長い日数がかかることも十分、想定される。さらに、今回のように、審理が尽くされていないとして一審をやり直すことになれば、市民にさらに負担を強いる結果にもなる。

制度開始までの短い期間で、制度そのものが抱えざるを得ない問題点をどう克服するか。関係者に警鐘を鳴らす判決となった。

[アサヒコムトップへ](#)

キーワード: 死体遺棄 刑事責任能力 訴因変更 無期懲役 裁判員制度

---


## 広域一覧

[広島女子殺害判決を高裁が破棄、あいらさん父「つらい」](#) (12/9)

[倉敷市の住宅火災 子ども2人死亡、父らも負傷](#) (12/9)

[倉敷で住宅全焼、1人の焼死体見つかり2女子行方不明](#) (12/9)

[女の赤ちゃんの名前1位は「葵」、篤姫の宮崎さん影響か](#) (12/8)

[大嫌いになったミカンの缶詰 被爆元記者が半生振り返る](#)  (12/8)

広域一覧 |